

# 金沢大学生協 ICカード規則

## 第1条（金沢大学生協のICカードの定義）

ここでいう金沢大学生協（以下 金大生協）のICカードとは、金沢大学と金大生協が提携したICチップ搭載の金沢大学学生証及び職員証（以下 金沢大学ICカード）と金大生協が金沢大学の学生及び職員以外の生協組合員に発行するICチップ搭載の組合員カード（以下 生協ICカード）をいいます。

この規則に基づいてICカードを発行された学生及び職員、組合員をICカード保有者と呼称します。ICカード保有者はこの規則を順守する義務を有します。

## 第2条（ICカード発行）

- 1 金沢大学ICカードは金沢大学職員証および学生証の規約に基づき発行されます。
- 2 生協ICカードは生協の規約に基づき生協組合員に発行されます。

## 第3条（金大生協のICカード利用）

- 1 ICカード保有者は、カードに貼付されたICチップを利用して生協の提供する商品やサービス、並びに生協が承認した提供者の提供する商品やサービスを受けることができるものとします。ただし生協組合員でない場合は、その一部を受けることができない場合があります。
- 2 カードの利用にあたっては、本規則を遵守するものとします。
- 3 ICカード保有者は、大学を退学ならびに退職、生協を脱退する等の事由により、ICカード利用者でなくなると同時に、本条第1項の適用を受けることができなくなるものとします。

## 第4条（カードの紛失・盗難）

- 1 金沢大学ICカードを紛失し、または盗難に合った場合は、速やかに金沢大学に連絡の上、所定の手続きを行うものとします。
- 2 生協ICカードを紛失し、または盗難に合った場合は、速やかに生協に連絡の上、所定の手続きを行うものとします。
- 3 紛失し、または盗難にあった金沢大学ICカードを発見した場合は、所定の手続きに従って金沢大学に届け出るものとします。
- 4 紛失し、または盗難にあった生協ICカードを発見した場合は、所定の手続きに従って生協に届け出るものとします。

- 5 カードを紛失・盗難その他の事由により他人に利用された場合に生じた、一切の損害については、その IC カード保有者がこれを負担するものとします。

#### 第 5 条（カードの再発行）

- 1) 金沢大学 IC カードの紛失・盗難、汚損、その他カードの再発行を必要とする事由により再発行を依頼する場合には、再発行申請書を金沢大学に提出し承認を得た上で所定の手続きを行うものとします。  
2) カードの再発行を受ける場合、所定の手数料を負担するものとします。
- 2) 1) 生協 IC カードの紛失・盗難、汚損、その他カードの再発行を必要とする事由により再発行を依頼する場合には、再発行申請書を生協に提出し承認を得るものとします。  
2) カードの再発行を受ける場合、生協所定の手数料を負担するものとします。

#### 第 6 条（内容の確認及び不備の申し出）

- 1 金沢大学 IC カードの発行または再発行を受けた場合は、直ちにカードの記載内容等を確認し、不備がある場合には遅滞なく金沢大学に届け出るものとします。
- 2 生協 IC カードの発行または再発行を受けた場合は、直ちにカードの記載内容等を確認し、不備がある場合には遅滞なく生協に届け出るものとします。

#### 第 7 条（個人情報）

生協は、生協が提供する商品やサービスの円滑な利用以外の目的には、個人情報等を利用しないものとします。

#### 第 8 条（届出事項の変更）

- 1 金沢大学 IC カード保有者は、個人情報に変更が生じた場合は、金沢大学に対して所定の届出を行うものとします。
- 2 生協 IC カード保有者は、個人情報に変更が生じた場合は、生協に対して所定の届出を行うものとします。
- 3 IC カード保有者は、本条第 1 項および第 2 項の届出を怠ったことにより生じる一切の損害を負担するものとします。

#### 第 9 条（プライバシー情報の保護）

生協は、IC カード保有者がカードを利用することによって、生協が入手したプライバシーに関わる情報を、生協の提供する商品やサービスの円滑な利用以外の目的に利用しないものとします。

## 第 10 条（カードの利用停止と返却）

- 1 IC カード保有者は、次の何れかに該当した場合、生協の提供する商品やサービスについて、当該カードの利用を停止し、その機能を喪失させることができることを承諾するものとします。
  - ① 申し込み時に虚偽の申告をした場合
  - ② 本規則のいずれかに違反した場合
  - ③ カードの券面上に記載された内容を無断で改変した場合
  - ④ 磁気ストライプ及び IC チップに記録された内容を改ざんした場合
  - ⑤ その他、カード使用状況が適当でないと生協が判断した場合
- 2 IC カード保有者が、自らのカードにある、生協が提供している機能の一部を停止する場合には、所定の手続きに従って生協に届け出るものとします。

## 第 11 条（免責）

IC カード保有者は本規則を遵守するものとし、本規則の違反により生じる一切の損害を負担するものとします。

## 第 12 条（規則の変更）

この規則の変更は、生協の理事会において行うものとします。

## 第 13 条（規則の変更通知）

生協は、本規則を変更する場合は、あらかじめ IC カード利用者に変更事項を通知いたします。

## 第 14 条（準拠法）

本規則に関する準拠法は、全て日本法が適用されるものとします。

## 第 15 条（合意管轄裁判所）

本規則の規定する内容について紛争が生じた場合、訴額のいかんに関わらず、当該生協所在地の簡易裁判所又は地方裁判所を管轄裁判所とするものとします。

## （付則）

施行日 2010 年 2 月 1 日

# 金沢大学生協 ICカード利用細則

## プリペイド条項

### 第1条（プリペイド利用方法）

- 1 ICカード保有者は、ICカード対応POSレジスタ等を用いて現金等により入金することで、ICチップに入金額を記録することができるものとします。
- 2 ICカード保有者は、記録された金額の範囲内で、生協の指定する店舗（以下（指定店舗）という）及びICカード対応機器で、プリペイドによる買い物とサービスを受けることができます。ただし生協組合員でない場合は、一部サービスを受けることができない場合があります。

### 第2条（プリペイド利用の限度額・手数料等）

- 1 生協は、入金限度額及び1回あたりの入金単位、プリペイドの1回あたりの利用限度額を定め、これをICカード保有者に通知するものとします。
- 2 ICカード保有者のプリペイド利用手数料は無料とします。
- 3 入金額に対する利息は、利用の有無、入金期間を問わず無利息とします。

### 第3条（プリペイドが利用できない場合）

ICカード保有者は、次の場合カードの利用ができないことをあらかじめ承諾するものとします。

- ①カードの紛失、汚損、指定店舗の端末機の故障、停電等により、カードを利用することができない場合
- ②指定店舗がカードで利用できない商品及びサービスを指定している場合
- ③臨時販売所等で、POSレジスタ等の店舗端末が設置できない場所の場合

### 第4条（プリペイドの紛失・盗難、汚損等）

- 1 カードの汚損等により、プリペイド金額の読み取りができなくなった場合、またはカード記載内容変更により再発行を受ける場合、ICカード保有者は金沢大学生協ICカード規則第5条にいう再発行の届出を行うものとします。
- 2 ICカード保有者がカードを紛失し、または盗難にあった場合は、ICカード規則第4条及び第5条にいう届出を行うものとします。紛失には機械トラブルを含みます。
- 3 前2項の場合において、当該カードにプリペイド未使用残額がある場合、生協は当該未使用残高を確定した後に、再発行されたカードにこれを記録するものとします。当該未使用残高は届出によりプリペイド利用停止を

行った翌日の未使用残高レポートにより確定します。

- 4 前3項の規定に関わらず、本条第1項及び第2項に言う事由が、ICカード保有者等の故意又は過失によるものと生協が判断した場合、プリペイド未使用残額の保証はしないものとします。

## 第5条 (返金の禁止)

- 1 プリペイド未使用残額の返金は、ICカード保有者の脱退等の事由によりカードの保有を停止し、大学または生協所定の手続きによってICカードを生協に提示した場合を除き行わないものとします。
- 2 前項にいうプリペイド未使用残額の返金は、生協が未使用額を確定した後に、所定の方法により行うものとします。

## ポイント条項

### 第6条 (ポイント利用方法)

生協組合員は生協利用時に生協所定のポイント発生率によりカードにポイントを蓄積することができます。蓄積されたポイントは生協所定の基準でポイント券として発券されます。生協組合員はポイント券を金券として指定店舗で利用することができます。

### 第7条 (ポイントが蓄積できない場合)

生協組合員は、次の場合、ポイントの蓄積ができないことをあらかじめ承諾するものとします。

- ①カードの紛失、汚損、指定店舗の端末機の故障、停電等により、カードを利用することができない場合
- ②指定店舗がカードで利用できない商品及びサービスを指定している場合
- ③臨時販売所等で、POSレジスタ等の店舗端末が設置できない場所の場合

### 第8条 (ポイントの紛失・汚損等)

- 1 カードの汚損により、ポイント残額の読み取りができなくなった場合、またはカード記載内容変更により再発行を受ける場合、生協組合員はICカード規則第5条にいう再発行の届出を行うものとします。
- 2 生協組合員がカードを紛失し、または盗難にあった場合は、ICカード規則第4条及び第5条にいう届出を行うものとします。紛失には機械トラブルを含みます。
- 3 前2項の場合において、当該カードにポイント残高がある場合、生協は当該未使用残高を確定した後に、再発行されたカードにこれを記録するものとします。当該未使用残高は届出によりカード利用停止を行った翌日の未使用残高レポートにより確定します。

- 4 前3項の規定に関わらず、本条第1項及び第2項に言う事由が、ICカード保有者等の故意又は過失によるものと生協が判断した場合、ポイント未使用残高の保証はしないものとします。

## ミールカード機能条項

### 第9条（ミールカード機能の定義）

ICカードにおいて、生協が指定した期間及び指定した1日当たりの利用限度額の範囲内で、生協が指定する食堂等の店舗（以下（指定店舗）という）及びICカード対応機器で食事等を利用することができる機能をミールカード機能といいます。

### 第10条（ミールカード機能の利用方法）

- 1 生協組合員は、生協が指定した額の現金を添え、もしくは生協が指定する金融機関口座への振込みをもって申請することにより、ICカードによるミールカード機能を利用することができます。
- 2 ICカードによるミールカード機能は申し込んだ生協組合員のみが利用できるものとし、当該機能を第三者へ貸与または譲渡することはできません。また他人の分の購入もできないものとします。
- 3 生協組合員は、生協が指定した期間および指定した1日あたりの限度額の範囲内で、指定店舗及びICカード対応機器で、ミールカード機能による食事等を利用することができます。

### 第11条（ミールカード機能の利用の期間・1日あたり利用限度額・利用可能商品等）

- 1 生協は、ミールカード機能の利用期間、1日当たりの利用限度額、ミールカード機能で利用できる食事等の商品の範囲、その他ミールカード機能の利用にあたって必要な事項を定め、これを公示するとともに必要に応じてミールカード機能申し込み者へ通知します。
- 2 ミールカード機能の申し込みに係る入金額に対する利息は、利用の有無、入金の間を問わず、無利息とします。

### 第12条（ミールカード機能が利用できない場合）

ミールカード機能の利用を申し込んだ生協組合員は、次の場合にミールカード機能の利用ができないことをあらかじめ承諾するものとします。

- ①指定店舗が営業していない場合及び営業時間外の場合（台風等による臨時閉店の場合を含む）
- ②第11条1項による生協が定めた食事等の商品以外の商品の購入及びサービスの利用の場合
- ③第10条2項に該当する禁止行為があり、生協が利用停

止措置等を取った場合

- ④生協が定める1日あたりの利用限度額を超えた場合
- ⑤生協が定める利用期間を超えた場合
- ⑥ICカードの紛失・汚損後も再発行申請を行っていない場合
- ⑦停電・故障等、やむを得ない事情により、端末機等が利用できない場合
- ⑧本組合から脱退し、本組合の利用ができなくなった場合

### 第13条（ミールカード機能の紛失・汚損）

- 1 カードの汚損等により、ミールカード機能の読み取りができなくなった場合、またはカード記載内容変更により再発行を受ける場合、組合員はICカード規則第5条にいう再発行の届出を行うものとします。
- 2 組合員がカードを紛失し、または盗難にあった場合は、ICカード規則第4条及び第5条にいう届出を行うものとします。紛失には機械トラブルを含みます。
- 3 前2項の場合において、組合員がミールカード機能の申込者であり、当該カード機能が利用期間内である場合、生協は再発行されたカードにミールカード機能を設定するものとします。
- 4 前3項の規定に関わらず、本条第1項及び第2項に言う事由が、ICカード保有者等の故意又は過失によるものと生協が判断した場合、ミールカード機能の設定はしないものとします。
- 5 1項および2項の届出を行った場合に生じる損失についてはICカード保有者が負担するものとします。

### 第14条（返品・返金の禁止）

ミールカード機能を利用して購入した食事等の商品の返品・返金については、レジ操作ミスなど生協の過失による場合以外は受け付けないものとします。

### 第15条（ミールカード機能の利用停止と喪失）

組合員は次のいずれかに該当した場合、生協がミールカード機能の利用停止・喪失させる場合があることを承諾するものとします。その際、組合員は未使用期間分の返金については一切行われなことをあらかじめ承諾するものとします。

- ①申し込みや届出変更時に、故意に虚偽の申告を行った場合
- ②「ICカード規則」、「ICカード利用細則」に違反した場合
- ③カード面上の記載された内容を改ざんした場合

## 第 16 条（中途退学等の場合の返金）

- 1 ミールカード機能を利用する生協組合員が、ミールカード機能の利用期間中において中途退学、休学、留学、傷病での長期入院など（大学休暇中の帰省等を除く）の事由により1カ月を超える期間にわたって大学への通学ができなくなった場合は、生協は組合員からの生協所定の手続きによる申し出を受けて、ミールカード機能申込金額からすでに利用した金額を差し引いた残額を返金することとします。
- 2 前項以外の事由による中途解約の場合、前項の返金額から違約金として月割りで算出した3ヶ月分の金額を差し引いた金額を返金するものとします。ただし、返金額が月割りで算出した3ヶ月に満たない場合返金はありません。また、学生組合員の場合、この中途解約を申し出た組合員は事前に保護者の「解約の了承」を得ることを条件とします。ミールカード機能の利用を申し込む生協組合員は、前項以外の場合における未保有期間分の返金が一切行なわれないことをあらかじめ承諾するものとします。

## 仮ミールカード条項

### 第 17 条（仮ミールカードカードの発行）

生協組合員は、利用期間中に再発行等により IC カードが発行されるまで、生協所定の手続きにより仮カードの発行を受けることができます。仮カードの発行を受ける際はあらかじめ生協所定額を預託していただきます。

### 第 18 条（仮カードの返却）

仮カード保有者である生協組合員が IC カードを入手した場合、速やかに生協に届出て仮カードを返却します。生協は仮カードの返却を受けた場合、預託金を返却します。

### 第 19 条（仮カードの残額移行）

仮カードを返却した場合、生協に所定の手続きを行い、仮カード上のプリペイド残高、ポイント残高、ミールカード機能設定を IC カードに移行することができます。

## 補 則

### 第 20 条（解釈等）

この規則に定めのない事項およびこの規則の解釈に疑義が生じた場合は、生協理事会が決定します。

### 第 21 条（改廃）

この規則の改廃は生協理事会が行ないます。

施行日 2010年2月1日